

# 令和5年度就職氷河期世代を対象とした 横浜市職員採用試験 受験案内

令和5年7月  
横浜市人事委員会

雇用環境の厳しい時期に就職活動を行い、安定した雇用の機会に恵まれなかった人を対象とした採用試験です。

第一次試験日 令和5年9月24日（日）

## 【申込受付期間】

7月3日（月）午前10時00分～7月14日（金）午前10時00分

（7月14日（金）午前10時00分までに横浜市電子申請・届出システムに到達したもので有効。）

## ◆注意事項◆

- ※1 本試験と、「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験」の両方を申し込むことはできません。なお、両試験の申込締切時点で、両方の申込みを行っている場合は、「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験」の申込みを有効な申込みとして取り扱います。また、本試験の締切以降に、申込みの申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することはできません。
- ※2 「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験 特別実施枠【SPI方式】」に申し込んだ人は受験できません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。
- ※3 申込締切直前は、アクセスが大変混雑するため、余裕をもって申し込んでください。いかなる場合でも締切を過ぎてからの申込みはできません。

## 1 試験区分、採用予定数及び職務概要

試験区分	採用予定数	職務概要
事務	5人程度	区役所や局などに配属され、一般行政事務に従事します。

※配属にあたっては能力、適性、実績を生かして幅広い職務に従事することがあります。

※企業局を含む、横浜市的全組織に配属される可能性があります。

※採用予定数については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。

## 2 受験資格

- ◆ (1) から (2) までの全ての要件を満たすこと。
- ◆ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。この場合、受験を無効とさせていただきます。
- ◆ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- ◆ 本試験と、「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験」の両方を申し込むことはできません。  
なお、両試験の申込締切時点で、両方の申込みを行っている場合は、「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験」の申込みを有効な申込みとして取り扱います。  
また、本試験の締切以降に、申込みの申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することはできません。
- ◆ 「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験【SPI方式】」に申し込んだ人は受験できません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。

(1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに出生した人（国籍は問いません。外国籍の人は、P.5を参照してください。）

(2) 次のア、イ、ウに一つでも該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

### 地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

#### 第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

ウ 申込時点において、横浜市職員（任期の定めのない一般職職員が該当。）である人

### 3 試験の日時、会場及び合格発表

- ◆日程は予定のため、変更する可能性があります。
- ◆試験日時の変更は受け付けることができません。
- ◆第一次試験は、当日の災害等の影響により、開始時間を最大2時間程度遅らせることがあります。
- ◆合格者の決定及び配点については、P.5を御確認ください。

日時	合格発表日
<b>教養、論文 9月24日(日)</b> 【着席】午前8時50分 【試験終了】午後2時頃	<b>10月6日(金)</b> 午前10時
<b>面接Ⅰ 10月21日(土)、22日(日)、28日(土)のいずれか1日を指定</b>	<b>11月10日(金)</b> 午前10時
<b>面接Ⅱ 11月23日(木・祝)、25日(土)のいずれか1日を指定</b>	<b>12月8日(金)</b> 午前10時

<b>日時・会場等</b>	<第一次試験> 会場や持ち物等の詳細は、受験票やホームページ等で案内しますので、必ず確認してください。 <第二次試験> 日時・会場等は、第一次試験合格者に通知します。 <第三次試験> 日時・会場等は、第二次試験合格者に通知します。
<b>合格・不合格通知</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次試験は、合格者にのみ文書で通知します。</li> <li>・第二次・第三次試験受験者には、合否にかかわらず文書で通知します。</li> <li>・通知は各合格発表日に発送します。</li> </ul>
<b>合格発表方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに1週間掲載します。</li> <li>※ 通知書が郵便事情等により、延着、不着となる場合もありますので、合否は必ずホームページで確認してください。</li> </ul>

- ※ 論文を受験しなかった場合、第一次試験に合格しても第二次試験は棄権とみなし、他の第二次試験科目を受験することはできません。
- ・合否についての電話による問合せは一切お断りします。人事委員会事務局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

## 4 試験結果について

第一次試験の結果については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」第6条の規定により口頭で開示請求することができます。電話、はがきなどによる請求はできませんので、受験者本人が直接来庁してください。

なお、その際には本人確認を行いますので、第一次試験で配付する受験番号カードを持参してください。

試験	開示請求ができる人	開示内容	開示場所など
第一次試験	第一次試験不合格者 (本人に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該試験の総合順位</li> <li>・各試験科目の得点</li> <li>・総合得点及び合格点</li> </ul>	<b>【期間】</b> 第一次試験の合格発表日から2週間 <b>【場所】</b> 人事委員会事務局任用課（市庁舎17階） <b>【時間】</b> 8：45～17：00（土日、祝日・休日除く。）

### ◆開示までの流れ

- (1) 横浜市庁舎3階の受付で入館証を受け取ってください。
- (2) 市庁舎17階の南側受付までお越しいただき、受付備え付けの電話で任用課を呼び出してください。
- (3) 試験結果の開示請求のため受付に来ている旨を伝えてください。

### ◆第二次試験・第三次試験不合格者及び最終合格者には、試験の結果を通知に記載して送付します。

#### <記載内容>

当該試験の総合順位、各試験科目の得点、総合得点及び合格点

なお、順位及び成績は、採用・配属に影響するものではありません。

## 5 試験の内容及び出題分野

教養の例題及び論文の過去の出題を、ホームページに掲載しています。

	試験科目	試験時間	内 容
第一次試験	教養 (択一式)	2時間	高校卒業程度の一般的知識（社会、人文科学、自然科学など）及び一般的知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈など）についての筆記試験〔50問全問解答〕
第二次試験	論文	1時間	与えられた課題に対する論文（字数750字以内） 論文は第二次試験科目ですが、 <u>第一次試験日に同会場を実施します。</u> 採点は、第一次試験合格者のみ行います。
	面接Ⅰ	—	個別面接
第三次試験	面接Ⅱ	—	個別面接

## 6 合格者の決定及び配点

(1) 第一次試験の合格者は、教養の結果により決定します。

※ 論文は第二次試験科目ですが、第一次試験日に同会場で実施し、論文の採点は第一次試験合格者のみ行います。

(2) 第二次試験の合格者は、面接Ⅰ及び論文の結果により決定します。

(3) 第三次試験の合格者は、第一次試験及び第二次試験の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第三次試験（面接Ⅱ）の結果と総合して決定します。

(4) どの試験段階においても、いずれかの試験科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。また、どの試験段階においても、受験していない科目がある場合は、得点換算されません。

		第一次試験	第二次試験		第三次試験	総合点
		教養	論文	面接Ⅰ	面接Ⅱ	
事務	第一次試験得点	410	—	—	—	410
	第二次試験得点	—	100	200	—	300
	第三次試験得点	15	15	30	600	660

※小数点以下の点数は切り捨てます。

## 7 外国籍職員の担当業務について

外国籍の人が受験を希望する場合は、次の事項を確認してください。

### 1 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

#### (1) 公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

＜公権力の行使にあたる業務が含まれる代表的な業務の具体例＞

各種の許認可、税の賦課・滞納処分、土地収用、占用許可、立入調査、設備の設置命令、各種規制など

#### (2) 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算審査、組織人事労務管理など）が該当します。

### 2 昇任について

横浜市には係長昇任試験制度があり、外国籍の職員も受験できます。

上記の1(1)(2)に該当しないポストに就くことができ、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能です。

## 8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後に、本試験の過程において不正行為が判明した場合、又は受験資格がないことや、申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- (3) 採用の時期は、原則として令和6年4月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- (4) 合格から採用までの間に、採用にふさわしくない非違行為等があった際には、採用されない場合があります。
- (5) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (6) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。
  - ※ 横浜市的一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの3つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身につける職員）として採用されます。

## 9 給与

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されています。令和5年7月現在の初任給の最低保障額は、244,760円（地域手当を含む）です。

なお、個々の年齢、採用前の職歴の有無・内容などによって決定するため、金額は異なります。上限額は340,576円（地域手当を含む）となります。

このほか、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

## 10 勤務時間及び休暇等

### (1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです。職種や配属される職場によっては、早番、遅番、土日祝日勤務、夜間勤務、24時間の交替勤務（当直勤務）もあります（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

### (2) 休暇等

年次有給休暇（年間20日間）のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出生支援休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

### (3) 受動喫煙防止対策等

横浜市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。  
なお、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙としています。

※ 上記内容は、令和5年7月現在のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なることがあります。

## 11 申込方法

### 申込みはインターネットで行ってください（スマートフォンも可）。

- ※ 本試験と、「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験」の両方を申し込むことはできません。
- ※ 7月14日（金）午前10時00分以降に申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することができません。
- ※ 申込締切直前は、アクセスが大変混雑します。システム機器の保守点検等により、インターネット申込受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、申込締切前日までに申込みを完了させるなど、余裕を持って申し込んでください。
- ※ なお、使用される端末や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。いかなる場合でも申込受付期間を過ぎての申込みは無効です。

#### 【手順】

##### 1 利用環境の確認

- ・申込みをした人には、横浜市電子申請・届出システム上で受験票（PDFファイル）を発行します。この受験票を印刷するためには、プリンターとPDFファイルが閲覧できるビューア（Adobe Acrobat Reader DCなど）が必要になります。
- ・ブラウザなどの動作環境については、横浜市電子申請・届出システムのページ下[動作環境]や[ヘルプ]>「横浜市電子申請・届出システム操作マニュアル」を確認してください。

##### 2 横浜市電子申請・届出システムへの登録

申込みにはシステムへの利用者登録が必要となります。（個人として登録してください。）

登録の際に取得したIDとパスワードは必ず控えておいてください。IDとパスワードを忘れると、申込み及び受験票のダウンロードができません。

- ※ 横浜市電子申請・届出システムへの登録だけでは、試験の申込みは完了していません。必ず、「3 横浜市電子申請・届出システム上での申込み」に沿って手続きを行ってください。

##### 3 横浜市電子申請・届出システム上での申込み

- ・横浜市電子申請・届出システムにログインし、[個人向け手続き]から申込みを行う試験の手続件名を検索し、選択します。
- ・[内容詳細]で手続内容を確認し、「次へ進む」から必要事項を入力します。
- ※ 入力フォームは、1ページから5ページまであり、1～2ページが申込書、3～4ページがエントリーシート、5ページがアンケートになっています。
  - ・すべての必須項目を入力し、入力内容及び指定の文字数に収まっていることを確認した後、「申請する」ボタンをクリックします。
- ※ 送信後は、入力した内容及びエントリーシートの修正はできません。選択した区分等に間違いがないことを十分に確認してください。
  - ただし、締め切り前の段階であれば、申込みを取り下げた上で、再度申し込むことが可能です。取り下げについては、[ヘルプ]>「横浜市電子申請・届出システムの操作マニュアル」>「4. 手続きの申請」>「4.10 手続きの申請の取り下げ・窓口予約の取り消しを行う」を確認してください。
- ※ 画面が表示されてから60分以内に次画面（送信画面）に進まないとタイムアウトになります。タイムアウトになった場合は、入力した内容は破棄されるため、再操作が必要となります。
  - なお、入力内容は一時保存ができます。保存が必要な場合は、ページ下[保存してあとで申請する]から、保存をしてください。
  - ・横浜市電子申請・届出システムの「マイページ」にある利用者メニューの「申請履歴・委任状の確認」から、申込みした手続きの申請状況に「申請を送信しました」の文字が表示されていることが確認できれば、申込みは完了です。
  - ・横浜市電子申請・届出システムに登録したメールアドレスに申請の到達をお知らせするメールが送信されます。

【次ページに続く】

#### 4 受験票の発行

- ・受験票は、PDFファイルで発行します。
- ・**8月30日（水）から9月1日（金）の間に、横浜市電子申請・届出システムのマイページに受験票を添付する作業を行います。**
- ※ 9月4日（月）を過ぎても添付ファイルがない場合は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。
- ※ 9月4日（月）までは、受験票の添付状況等に関する問合せは御遠慮ください。
- ・受験票には、最近6か月以内に撮影した、鮮明な写真1枚（縦4cm×横3cm程度、上半身、正面向き、脱帽カラー・白黒いずれも可、裏面に試験区分・氏名・受験番号を記入）を貼って、第一次試験当日に持参してください。

### ◎エントリーシートを入力するときは要注意◎

申込時に入力するエントリーシートは申込完了後、修正は一切できません。  
申し込む前に入力内容を必ず確認してください。

- ※ **締切前の段階であれば、申込みを取り下げた上で、再度申し込むことが可能ですが、申込締切後に取り下げた場合は「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することができません。**
- ※ **本試験と、「令和5年度横浜市職員(社会人)採用試験」の両方を申し込むことはできません。なお、両試験の申込締切時点で、両方の申込みを行っている場合は、「令和5年度横浜市職員(社会人)採用試験」の申込みを有効な申込みとして取り扱います。また、本試験の締切以降に、申込みの申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することはできません。**

## 12 試験に関する注意事項

ホームページに掲載している下記通知を御確認ください。

▼「令和5年度横浜市職員採用試験・選考受験にあたって」及び「令和5年度横浜市職員採用試験・選考における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）」

【URL及び二次元コード】



<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyukenkakunin.html>

## 13 その他

- (1) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (2) 受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (3) 問題は活字印刷文による出題です。
- (4) **障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず7月14日（金）午前10時00分までに電話・FAX等で人事委員会事務局任用課に相談してください。**
- (5) 試験・選考日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、ホームページ及び横浜市人事委員会事務局公式Twitterでお知らせしますので、確認してください。



## 14 よくある質問

Q インターネットでの申込みがうまくできません。

A 横浜市電子申請・届出システムのトップページ下にある「動作環境」や「よくあるご質問」のページを参照し、動作環境を整えてから申込みをしてください。

なお、申込手続は御自身の端末でなくても構いません。学校のパソコンなど、インターネット環境が整っていれば申込みは可能です(別途、受験票発行の際にプリンターとPDFファイルが閲覧できるビューア(Adobe Acrobat Reader DCなど)が必要)。

障害等の理由により、インターネットでの申込みが難しい場合は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

Q 横浜市電子申請・届出システムのID・パスワードを忘れてしまいました。

A 横浜市電子申請・届出システムの「よくある質問」にある3. 利用者ID・パスワードについての質問を参照し、手続を行ってください。

Q 受験票はいつ添付されますか。

A 8月30日(水)から9月1日(金)の間に、横浜市電子申請・届出システムのマイページに受験票を添付する作業を行います。

9月4日(月)を過ぎても添付ファイルがない場合は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

9月4日(月)までは、受験票の添付状況等に関する問合せは御遠慮ください。

Q 申込みが完了しているのか不安です。

A 横浜市電子申請・届出システムの「マイページ」にある利用者メニューの「申請履歴・委任状の確認」から、申込みした手続きの申請状況に「申請を送信しました」の文字が表示されていることを確認できれば、申込みは完了しています。また、横浜市電子申請・届出システムに登録したメールアドレスに申請の到達をお知らせするメールが届いていれば、申込みは完了しています。

Q 受験に際して、居住地、出身校、職歴、就職活動状況(併願状況)などによる有利・不利はありますか。

A 採用試験の可否は試験の結果のみで決定しており、そのようなことは一切ありません。

Q 過去に出題した問題は公表していますか。

A 教養の過去に出題した問題は公表していません。

ただし、教養の例題及び論文の過去に出題した問題は、ホームページに掲載しています。

Q 受験を辞退する場合、申込みを取り下げる必要はありますか。

A 取り下げる必要はありません。また、辞退する際は当日の欠席をもって辞退とみなしますので、辞退する旨の連絡は不要です。

### 【求められる職員像<全試験共通>】

#### ■ヨコハマを愛し

横浜と横浜市民に対して強い関心を持ち、市民に貢献する仕事に誇りと自信を持つ  
市民の目線で考え、相手の立場や気持ちに寄り添い、主体的に行動する  
“開かれた都市・横浜”の魅力を理解・発信し、国際貢献できる人材を目指す

#### ■市民に信頼され

公務員としての自覚を持ち、「職員行動基準」に沿って誠実・公正に行動する  
知識・能力を備え、やるべきことを着実にやり、自らの役割・責任を果たす  
人権とコンプライアンスの意識、協働の姿勢を持ち、市民と信頼関係を築く

#### ■自ら考え行動する職員

課題解決に向けて主体的に取り組み、「チーム横浜」で日々の業務にチャレンジする  
自らのキャリアを考え、積極的に能力開発に取り組む  
全体の奉仕者として自らに求められていることを考え、行動する

## ▼令和4年度実施結果

横浜市職員採用案内ホームページの実施状況・結果をご確認ください。



### ▼URL 及び二次元コード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyokyo/>

### 【問合せ】

## 横浜市人事委員会事務局任用課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045(671)3347 FAX 045(641)2757

### ▼ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>

▼横浜市人事委員会事務局公式 Twitter @yokohama\_ninyo

▼横浜市人事委員会事務局公式 Instagram @yokohama\_recruit

